

平成 25 年 1 月 22 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 21-01-122 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 21 年 12 月 21 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

大阪市長は、次のような措置をとった。

- 1 未収債権の総額を把握するとともに、督促及び催告が必要な対象者全てについて、郵送や直接交渉を含めた対応措置をとるとともに、時効中断措置として、債務者からの債務承認書の徴取や、一部弁済をさせるなどの措置を順次とっていること。
- 2 業務執行体制を見直し、平成 22 年度からは各実施機関に 53 名の非常勤嘱託職員を配置し、平成 23 年度には 21 名、平成 24 年度にも 4 名を増員して、督促状及び催告状の送付事務等を行わせるなど、債権管理の体制強化を行っていること。
また、今後も債権管理担当者の明確化や非常勤嘱託職員の配置について検討していくと表明していること。
- 3 分割納付を承認する際の統一的な取扱基準がなかったため、資力に疑義がある場合は、必ず「ケース診断会議」を行って決定する取扱いを徹底するとともに、資力が残存している場合は、所定の措置をとった上で、残りの債務について分割納付を認める取扱いを徹底したこと。
また、履行期限の延期は、原則 5 年（60 回）以内とし、例外的に債務が著しく高額である場合などに限って、5 年を超える分割を認めることにしたこと。

（参考）勧告の内容

- (1) 全実施機関における未収金の調査を行い、その全貌を把握した上で、催告状の送付、その後の時効中断措置の実施など、適切な債権管理を行うこと
- (2) 組織的な債権回収システムの構築に努めること
- (3) 安易な不能欠損処分が生じないように、未収債権の分割納付及び調定のあり方を再度検討すること